

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>25,840円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>25,840円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>38,760円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>51,680円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>58,140円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>64,600円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>77,520円</u></p> <p>2 平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第5号イの市町村の定</p>	<p>第1条～第6条 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,930円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>27,930円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,890円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,860円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>62,840円</u></p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(令第22条の2第5項第2号に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第7号イに該当する者を除く。)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>69,820円</u></p> <p>ア 合計所得金額が125万円以上190万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>83,790円</u></p> <p>ア 合計所得金額が190万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>97,750円</u></p>

める額は、1,250,000円とする。

3 平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は、2,000,000円とする。

第8条～第14条 省略

(保険料に関する申告)

第15条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得の状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前年中の所得につき地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する申告書が市長に提出されているとき。

(2)～(3) 省略

(4) 前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が基礎控除額(同法第314条の2第7項に規定する基礎控除額をいう。)以下であるとき。

(5) 省略

以下省略

第8条～第14条 省略

(保険料に関する申告)

第15条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得の状況並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員の市町村民税の課税の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者並びに当該者の属する世帯の世帯主及び世帯員が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項に規定する申告書が市長に提出されているとき。

(2)～(3) 省略

(4) 前年の合計所得金額が基礎控除額(地方税法第314条の2第7項に規定する基礎控除額をいう。)以下であるとき。

(5) 省略

以下省略